

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する 意見公募の結果及び改正省令等の公布

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和6年5月28日から令和6年6月26日までの間、意見を公募したところ、2件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」等を公布しましたのでお知らせします。

1 改正概要

以下の事項について措置を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）及び危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和62年消防庁告示第4号）を改正するものです。概要については、[別紙1](#)を御覧ください。

- (1)危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準等の規定
- (2)製造所等の定期点検の周期の合理化

2 意見公募の結果

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、令和6年5月28日から令和6年6月26日までの間、御意見を公募したところ、2件の意見の提出がありました。提出された意見の概要及び意見に対する総務省の考え方については、[別紙2](#)のとおりです。

3 省令及び告示の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果も踏まえて、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（令和6年総務省令第78号）及び、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（令和6年総務省告示第13号）を本日付けで公布しました。

改正省令新旧対照表 [別紙3](#)

改正告示新旧対照表 [別紙4](#)



（連絡先）

消防庁危険物保安室 担当：早川、高橋

TEL：03-5253-7524（直通）

E-mail：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等について

令和6年7月
消防庁危険物保安室

1 改正概要

(1) 危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）により、対面講習は原則としてデジタル処理で完結することとされた。
- 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「危険物取扱者講習」という。）は、現在都道府県が実施しているが、都道府県からの意見も踏まえ、デジタル化への対応として、オンライン講習を行う指定講習機関（同法第16条の4第2項に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。）を新たに指定できるようにする必要がある。
- そこで、危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準等を規定するために、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）等を改正する。

(2) 製造所等の定期点検の周期の合理化

- 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」では、定期検査・定期点検について、デジタル技術の活用により検査等の周期の延長など現行規制を合理化することとされた。
- 消防法第14条の3の2及び規則第62条の4の規定により、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第8条の5に規定する製造所等は、一年に一回以上定期点検を行う必要があるところ、デジタル技術の活用による点検周期の合理化を可能とするため、規則を改正する。
- 同様に、規則第62条の5の4の規定により五年に一回以上行うこととされている移動タンク貯蔵所の漏れの点検についても、デジタル技術の活用による点検周期の合理化を可能とするため、規則を改正する。

2 改正内容

(1) 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

① 危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準

- 危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準について、以下のとおり定める。
 - ・ 指定講習機関の指定は、危険物取扱者講習を行おうとする法人の申請により行うこと
 - ・ 指定を受けようとする法人が総務大臣に提出する申請書及び添付書類（定款及び登記事項証明書等）を定めること
 - ・ 総務大臣は、指定を受けようとする法人が、オンライン講習ができる体制を有していること等の要件を満たしていると認めるときでなければ指定をしてはならないこと
 - ・ 総務大臣は、指定を受けようとする法人が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること等の要件に該当するときは、指定をしてはならないこと

- ・ 総務大臣は、指定講習機関を指定したときは、当該指定を受けた者の名称等を公示しなければならないこと
- ・ 指定講習機関は毎年一回以上講習を行わなければならないこと
- ・ 指定講習機関の役員等は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は漏洩してはならないこと
- その他、指定講習機関の運営等に関する事項について規定する。
- その他、所要の改正を行う。

② 製造所等の定期点検の周期の合理化

- 製造所等の定期点検及び移動タンク貯蔵所の漏れの定期点検について、常時監視するための装置その他の必要な措置が講じられ、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認める場合には、点検周期を合理化することができることとする。

(2) 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目の一部を改正する件

- 講習の実施等の主体として、総務大臣が指定する市町村長その他の機関を明示するための規定の整備を行う。
- 講習の修了証明の方法として、危険物取扱者免状への記載又は修了証の発行を規定するとともに、修了証の様式を定める。

3 施行期日

(1) (2) とともに、公布の日から施行する。

ただし、(2) のうち修了証の様式を定める規定については、令和7年4月1日から施行する。

危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則（案）等に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	—	<p>(1) 今回の改正において、一般社団法人又は一般財団法人以外の者を講習機関として指定することはできない、となっております。</p> <p>労働安全衛生法をはじめとする他法令による法定講習は株式会社等が認可庁の認可を受けて講習を提供することは一般的となっておりますが、株式会社等のその他の法人を除外する合理的な理由をお示しいただけますでしょうか。</p> <p>もし、指定の対象を非営利法人に絞るという狙いであれば、その理由及び公益財団法人、公益社団法人、NPO 法人といったその他の非営利法人を「指定してはならない」とすることの理由についても併せてお示しいただけますでしょうか。</p> <p>(2) 指定の要件である「職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。」についてはどのようなケースが適切であるかの判断については審査庁において具体的な審査基準等を制定される予定はありますでしょうか。</p> <p>(3) 指定の要件である「講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。」についてはどのようなケースが「経理的及び技術的な基礎」を有しているかまたは有していないかを具体的にお示しいただけますでしょうか。</p>	<p>(1)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造所等においては、危険物取扱者以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ危険物を取り扱ってはならないとされており、危険物取扱者は危険物に関する安全の確保の観点から、極めて重要な責務を有します。また、製造所等で危険物の取扱い作業に従事する危険物取扱者は、定期的に危険物取扱者の保安に関する講習を受講しなければならず、当該講習は危険物取扱者免状の効力を担保する上で重要なものです。 そのため、危険物の取扱い作業の保安に関する講習は、本来、危険物取扱者免状の発行権者である都道府県知事が行うこととされており、指定講習機関が代行するにあたっては、当該機関に高い公共性や中立性を求める必要があるため、指定講習機関の指定は一般社団法人又は一般財団法人に限定しています。 公益社団法人及び公益財団法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律により、公益社団（財団）法人は、同法第4条の認定を受けた一般社団（財団）法人と定義されており、本規則における一般社団（財団）法人は公益社団（財団）法人を排除するものではございません。 NPO 法人については、特定非営利活動促進法の別表に掲げられる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする法人とされており、危険物取扱者を対象とする本指定講習機関の業務は NPO 法人の活動目的に該当しないことから、指定の対象とはしていません。 	無

			<p>(2)・(3)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 今般改正する規則の他に別途審査基準等を制定する予定はございません。「経理的及び技術的な基礎」については、計画を適正かつ確実に実施するために必要な講習の講師、会場、オンラインシステム、経営の安定性等を有しているかという点を確認する予定です。 	
2	—	<p>(1)今回の改正案では、定期点検を行わなければならない時期等について、「技術上の基準に適合していることを常時監視するための装置の設置その他の必要な措置が講じられていること」や、「市町村長等が保安上支障がないと認める」ことが、当該時期を別に定める場合の要件とされているが、その考え方や具体的な運用（認める場合の装置等や装置毎の合理的な点検周期）については、今後、運用通知等が示されることになるのか。</p> <p>(2)定期点検を行わなければならない時期を別に定める場合に危険物施設の関係者に求める手続きは、どのように考えているか。</p>	<p>(1)について 運用上の留意事項等については、必要に応じて、運用通知等で示すこととします。また、具体的な運用事例等については、必要に応じて、各種会議等の機会を捉え、情報共有を図ることとします。</p> <p>(2)について 手続きについては、各市町村等がその実情に応じて定めることとなります。なお、運用上の留意事項等については、必要に応じて、運用通知等で示すこととします。</p>	無

○提出意見数：2件

※1 提出意見数は、提出意見者数としています。

※2 とりまとめの都合上、いただいた御意見は一部要約しています。

○総務省令第七十八号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三及び第十四条の三の二の規定に基づき、並びに同法を実施するため、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三十一日

総務大臣 松本 剛明

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

〔危険物の取扱作業の保安に関する講習〕

第五十八条の十四 法第十三条の二十三の規定により、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、当該取扱作業に従事することとなった日から一年以内に危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下この条及び次条において単に「講習」という。）を受けなければならない。ただし、当該取扱作業に従事することとなった日前二年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内に講習を受けることをもつて足りるものとする。

〔2・3 略〕

〔危険物の取扱作業の保安に係る指定講習機関〕

第五十八条の十五 法第十六条の四第二項に規定する指定講習機関（以下この条において単に「指定講習機関」という。）の指定は、講習を行おうとする法人の申請により行う。

2] 指定を受けようとする法人は、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定を受けようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一 第五十八条の二第二項第一号から第七号まで及び第十二号に掲げる書類

二 講習事務を取り扱う事務所の名称及び所在地を記載した書類

三 講習事務の実施の方法の概要を記載した書類

四 第四項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

3] 総務大臣は、前項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、法第十三条の二十三の規定による指定をしてはならない。

一 職員、設備、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、講習以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて当該講習が不公正になるおそれがないこと。

四 全国の講習を受講しようとする者に対して、通信の方法（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義又は演習をする方法その他これに準ずる方法をいう。）又は当該通信の方法及び対面により講習の業務を行うことができる体制を有していること。

〔講習〕

第五十八条の十四 法第十三条の二十三の規定により、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、当該取扱作業に従事することとなった日から一年以内に講習を受けなければならない。ただし、当該取扱作業に従事することとなった日前二年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内に講習を受けることをもつて足りるものとする。

〔2・3 同上〕

〔新設〕

- 4| 総務大臣は、第一項の規定による申請をした法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十三条の二十三の規定による指定をしてはならない。
 - 一| 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二| その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない法人であること。
 - 三| 第二十項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人であること。
 - 四| 第二十項の規定による指定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつていゝる法人であること。
- 5| 総務大臣は、法第十三条の二十三の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。
- 6| 指定講習機関は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 7| 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。
- 8| 指定講習機関は、毎年一回以上講習を行わなければならない。
- 9| 指定講習機関は、公正に、かつ、前条第三項の規定に基づき消防庁長官が定める講習に係る基準に適合する方法により講習を行わなければならない。
- 10| 指定講習機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 11| 指定講習機関は、次に掲げる講習の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、講習の業務の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
 - 一| 講習の業務を取り扱う日及び時間に関する事項
 - 二| 講習の業務を取り扱う事務所及び当該事務所が担当する地域に関する事項
 - 三| 講習の業務の実施の方法に関する事項
 - 四| 講習の手数料の収納の方法に関する事項
 - 五| 講習の業務に関する秘密の保持に関する事項
 - 六| 講習の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
 - 七| 第十四項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
 - 八| その他講習の業務の実施に関し必要な事項
- 12| 総務大臣は、前項の規定により届出をした業務規程が講習の業務の適正かつ確実な実施上不適

当となつたと認めるときは、指定講習機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができ
る。

13] 指定講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損
益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁氣的方
式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算
機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）の作成がさ
れている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成
し、総務大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えておかなければならない。

14] 講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、指定講習機関の業務時間内は、いつでも、
次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、指定講習機
関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項
を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるいずれかのものにより
提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続
した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信さ
れ、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができ
る物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

15] 指定講習機関は、講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した帳簿を備え、講習を行
つた日からこれを五年間保存しなければならない。

一 講習を行つた年月日

二 講習の実施場所又は実施方法

三 講習の受講者の氏名、住所及び生年月日

四 前号の受講者のうち、講習修了証明を受けた者及びその年月日

16] 総務大臣は、指定講習機関が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該
指定講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることがで
きる。

17] 総務大臣は、指定講習機関が第八項及び第九項の規定に違反していると認めるときは、当該指
定講習機関に対し、講習を行うべきこと又は当該講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必

要な措置をとるべきことを命ずることができる。

18] 総務大臣は、講習の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定講習機関に対し、講習の業務に関し必要な報告を求めることができる。

19] 指定講習機関は、講習の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 休止又は廃止の理由

二 休止又は廃止の時期

三 休止にあつては、その期間

20] 総務大臣は、指定講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第四項第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。

三 第六項、第八項から第十一項まで、第十三項、第十五項又は第十九項の規定に違反したとき。

四 第十一項の規定により届け出た業務規程によらないで講習の業務を行つたとき。

五 第十二項、第十六項又は第十七項の規定による命令に違反したとき。

六 正当な理由がないのに第十四項各号の規定による請求を拒んだとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

21] 総務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第十九項の規定による届出があつたとき。

二 前項の規定により指定を取り消し、又は講習の業務の停止を命じたとき。

(定期点検を行わなければならない時期等)

第六十二条の四 法第十四条の三の二の規定による定期点検は、一年（告示で定める構造又は設備にあつては告示で定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。

一 第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、定期点検を行うことが困難であると認められるとき。

二 法第十条第四項の技術上の基準に適合していることを常時監視するための装置の設置その他の必要な措置が講じられており、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認めるとき。

[2 略]

(定期点検を行わなければならない時期等)
第六十二条の四 法第十四条の三の二の規定による定期点検は、一年（告示で定める構造又は設備にあつては告示で定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、定期点検を行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。

[新設]

[新設]

[2 同上]

<p>第六十二条の五の四 移動タンク貯蔵所に係る定期点検は、第六十二条の四の規定によるほか、告示で定めるところにより、令第八条第三項の完成検査済証（変更の許可に係るものについては、当該移動貯蔵タンクの変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行った日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に一回以上当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。</p> <p>一 第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、当該点検を行うことが困難であると認められるとき。</p> <p>二 当該移動タンク貯蔵所の漏れを常時監視するための装置の設置その他の必要な措置が講じられており、かつ、市町村長等が保安上支障がないと認めるとき。</p>	<p>第六十二条の五の四 移動タンク貯蔵所に係る定期点検は、第六十二条の四の規定によるほか、告示で定めるところにより、令第八条第三項の完成検査済証（変更の許可に係るものについては、当該移動貯蔵タンクの変更の許可に係るものに限る。）の交付を受けた日又は直近において当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行った日から五年を経過する日の属する月の末日までの間に一回以上当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行わなければならない。ただし、第六十二条の二第一項第一号に掲げる事由により、当該点検を行うことが困難であると認められるときは、市町村長等が点検を行うべき期限を別に定めることができる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)
- 2 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年総務省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

「 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号) 」	第二十六条第一項第九号(その他総務省令で定める書類に限る。)	「を
「 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号) 」	第二十六条第一項第九号(その他総務省令で定める書類に限る。)	
「 危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号) 」	第五十八条の十五第十五項	「に改める。

別表第三中

「 石油コンビナート等災害防止法 」	第十五条第三項	「を
--------------------------	---------	----

危険物の規制に関する規則	石油コンビナート等災害防止法
第五十八条の十五第十五項	第十五条第三項

に改める。

○消防庁告示第十三号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十八条の十四第三項の規定に基づき、危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施細目（昭和六十二年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和六年七月三十一日

消防庁長官 池田 達雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第一 講習の種別</p> <p>一 講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。ただし、都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。第四において同じ。）は、(三)の種別については、さらにこれを区分して実施することができる。</p> <p>〔(一)〕(三) 略</p> <p>〔二〕略</p> <p>第三 講習修了証明</p> <p>一 課程を修了した者に対しては、危険物取扱者免状にその旨を記載し、又は修了証を発行するものとする。</p> <p>二 修了証の様式は、別記様式のとおりとする。</p> <p>第四 略</p>	<p>第一 〔同上〕</p> <p>一 講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。ただし、都道府県知事は、(三)の種別については、さらにこれを区分して実施することができる。</p> <p>〔(一)〕(三) 同上</p> <p>〔二〕同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>第三 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附則の次に次の一様式を加える。

別記様式 (第3関係)

修了証 氏名
あなたは危険物取扱者保安講習の以下の講習区分について、講習の課程を修了されました。 よってこれを証します。 この修了証は、危険物取扱者免状と一緒に保持してください。
講習区分： 年 月 日
都道府県知事 (指定講習機関)

54mm 以下

85mm 以下

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三第二号の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。